

通達甲生総第34号

平成28年7月20日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

### 獵銃安全指導委員制度の運営について

獵銃安全指導委員制度については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、獵銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）及び茨城県獵銃安全指導委員運営規則（平成21年茨城県公安委員会規則第15号。以下「運営規則」という。）によるほか、下記の事項に留意の上、その適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、獵銃安全指導委員制度の運営について（平成22年1月14日付け通達甲生環第1号）は、廃止する。

#### 記

##### 1 心構え

獵銃安全指導委員（以下「委員」という。）は、獵銃の所持及び使用による危害を防止する目的で活動することから、職務を遂行するに当たっては、当該目的を十分認識させる必要がある。また、委員は、法第4条第1項第1号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者（以下「獵銃所持者」という。）に対する獵銃の操作や保管の方法等についての助言等を行い、人格識見の向上並びに専門的知識及び技術の習得に努めさせることが必要である。

そのため、委員の心構えについては、警察署における獵銃に係る情報の提供時等あらゆる機会を捉えて積極的に教養すること。

##### 2 委嘱

###### (1) 警察署長の推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、規則第2条第1項の規定により委員の

推薦をするときは、活動区域内に居住し、当該活動区域の事情に精通していると認められる者について、法第28条の2第1項各号に掲げる委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断し、当該活動区域の状況等を考慮した上で、その適任者を猟銃安全指導委員推薦書（別記様式第1号）により茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦すること。

(2) 委嘱の要件

法第28条の2第1項各号に掲げる委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次により行う。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。（第1号）

人格識見共に優れた者であるとして地域住民からの信頼が厚く、地域からの協力を得やすい者であることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。（第2号）

猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。（第3号）

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。経済的観点から見ると、委員は名誉職であることから、その謝金等に頼らなくとも十分に生活できるものをいう。

エ 健康で活動力を有すること。（第4号）

心身共に健康であり、委員としての活動を行うことによって、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

この要件を満たす限りにおいては、高齢者であっても支障はないが、活動力等の面から、慎重に適格性を判断することが望ましい。

(3) 委嘱状等

ア 委員の委嘱は、警察本部長の承認を受けて署長が委嘱状（運営規則別記様式第1号）を交付して行う。

イ 署長は、委嘱状を交付したときは、猟銃安全指導委員委嘱簿（別記様式第2号）に登載すること。

(4) 活動区域内の猟銃所持者その他の関係者に対する周知

規則第2条第2項の規定による措置は、警察署等の掲示板への掲示、関係団体の機関誌等への掲載等により、委嘱した委員の氏名及び連絡先を活動区域内の獵銃所持者その他の関係者に対して周知すること。

### 3 任期

委員の任期は2年であり、再任することができるが（規則第3条）、再任する場合であっても、2の委嘱の手続により行うこと。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となることに留意すること。

### 4 活動区域

委員の活動区域は、警察署の管轄区域とし、運営規則別表のとおりとする。また、活動区域ごとの委嘱人数は、委員が当該活動区域内の獵銃所持者の状況を適切に把握でき、当該委員を中心としたコミュニティー作りに適した人数となるように、当該活動区域内の獵銃所持者数等を踏まえて、おおむね獵銃所持者50人に委員1人の割合で委員を委嘱すること（獵銃所持者が50人に満たない活動区域であっても最低1人を委嘱すること。）。

### 5 活動内容及び方法

法第28条の2第2項第1号から第3号まで及び規則第4条各号に掲げる委員の活動については、次に掲げるところによる。

なお、これらの活動は、常にその全てを実施しなければならないわけではないことから、活動区域内で具体的に必要とされる活動内容を委員に対して適宜指導すること。

#### (1) 活動内容

ア 獵銃所持者に対し、その者が所持する獵銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。（法第28条の2第2項第1号）

##### (ア) 概要

獵銃の所持及び使用による危害を防止するため、委員は、獵銃所持者に対して射撃技能向上のための実地指導、獵銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、獵銃及び実包の保管方法等に関する必要な指導等を行うこととしたものである。

##### (イ) 具体例

ア 活動区域内の狩猟現場において、獵銃の取扱いその他事故防止に関する

事項に関して同行指導を行う。

- b　猟銃所持者の自宅を訪問して猟銃及び実包の保管方法に関する指導を行う。

(ウ) 留意事項

これらの活動の実施に際しては、公安委員会が開催する講習会、猟銃所持者からの相談等の機会に行うのみならず、委員が猟銃所持者の自宅に立ち寄るなどして、猟銃所持者に対して積極的な働き掛けを行い、必要な助言を行わせること。また、猟銃所持者の自宅への立ち寄りに際しては、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報が必要となることから、署長は、委員に対して当該個人情報を必要に応じて提供すること。

イ　警察職員が法第13条の規定により行う猟銃の検査に際し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。（法第28条の2第2項第2号）

(ア) 概要

法第13条の規定により公安委員会は、銃砲刀剣類の構造及び機能について検査をし、猟銃所持者が法第10条の3に規定される構造及び機能の維持義務等を遵守しているか確認することができるとされているところ、猟銃の構造等の検査については、猟銃を熟知している者として委員に警察職員の補助を行わせることができることとしたものである。

(イ) 具体例

一斉検査時において警察職員が行う猟銃の構造等の検査の際に、銃身長の測定等の補助を行う。

(ウ) 留意事項

当該委員が所持の許可を受けている種類以外の猟銃の取扱いをさせないようすること。また、一斉検査時における猟銃等による暴発事故の防止に十分注意すること。

ウ　猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行うこと。（法第28条の2第2項第3号）

(ア) 概要

猟銃所持者が構成する様々な民間団体（狩猟、スポーツ等のための銃砲関係団体）の活動への協力をを行うこととしたものである。

(イ) 具体例

- a 狩猟者用のハンターマップの作成に協力すること。
- b 民間団体が行う各種講習会開催への協力をを行うこと。
- c 残弾処理のための射撃大会の開催等に協力すること。

(ウ) 留意事項

活動に当たっては、民間団体との緊密な連携を図ること。

エ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第5項に規定する狩猟期間内において、同法第11条第1項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行うこと。（規則第4条第1号）

(ア) 概要

狩猟期間における獵銃事故等を防止するため、活動区域内の狩猟可能区域内の巡回を行うこととしたものである。

(イ) 具体例

狩猟可能区域において、適正な銃猟が行われているかどうかを点検するため巡回する。

(ウ) 留意事項

巡回に当たっては、誤認による事故等を防止するために識別の容易な色彩の服装を着用するよう指導するとともに、民間団体との連携を図ること。

オ 獵銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、獵銃所持者の親族その他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し助言及び指導その他の援助を行うこと。（規則第4条第2号）

(ア) 概要

獵銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、獵銃所持者の親族等からの相談に応じ、助言、指導等を行うことによって事前にその危害を予防することとしたものである。

(イ) 具体例

獵銃所持者の親族から当該獵銃所持者の生活態度等に関する相談を受理し、当該獵銃所持者に対して適正な助言、指導等を行う。

(ウ) 留意事項

助言及び指導は、あくまでも任意のものであることに留意すること。また、

猟銃安全指導委員の氏名、住所等の周知徹底を図り、関係者が相談しやすい環境を整えること。

なお、同居親族等から相談を受理した場合は、当該親族等に対し法第29条に規定する申出制度の教示を行うとともに、相談内容に応じて猟銃所持者本人にも直接助言を行わせることも考慮すること。

カ 猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をすること。（規則第4条第3号）

(ア) 概要

猟銃の所持及び使用による危害の防止に資するため、猟銃所持者以外の住民等に広く広報啓発を行うこととしたものである。

(イ) 具体例

a 実際の事故・盗難事例を紹介したチラシを配布し、注意を喚起するなど、地域の実情に応じた広報啓発を行う。

b 猟銃等の事件事故防止のための啓もう活動を実施する。

(ウ) 留意事項

実際の事故・盗難事例を紹介するに当たっては、事故者の情報等個人情報の取扱いに留意させること。

(2) 活動方法

ア 人数

各活動は、委員が単独又は共同で行うこと。

イ 活動の分担

委員は、活動区域内において各活動を行うことができるところ、当該活動区域において複数の委員が委嘱されている場合は、委員の活動の効果が活動区域全体に及ぶよう、それぞれの委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を当該活動区域を管轄する警察署において調整すること。

## 6 遵守事項

委員に対し次の事項を遵守するよう十分指導し、委員がこれらの事項に違反したと認められるときは、当該委員を解嘱すべき場合を除き、必要な指導を行うこと。

(1) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。（規則第5条第1項）

#### ア 趣旨

委員は、警察官とは異なり、法令上特別な権限は認められておらず、あくまでも活動区域内の獵銃所持者その他の関係者の理解と協力を得ながらその活動を行うこととなるが、その活動の方法いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、活動上の注意として明記したものである。

#### イ 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

(関係者の正当な権利又は自由を害すると思われる行為の例)

- a 相談において、相手が拒否したにもかかわらず、プライバシーに関する事項について無理に聞き出そうとする。
- b 相談者の秘密を漏らす。
- c 獵銃所持者の許可を得ずに自宅に上がり込み、銃の保管状況を確認又は質問する。

(2) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと。(規則第5条第2項)

#### ア 趣旨

委員の活動が公務性を持つものであることから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために地位の利用を禁止したものである。

#### イ 留意事項

特別職に属する地方公務員たる委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）に定める政治的行為の制限の適用はないことから、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにすること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える

意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、委員たる名称や委員としての活動に伴う影響力を使用し、又は行使するとの意味である。

(禁止される行為の例)

a 委員が活動地域の獵銃所持者に対して行う活動において、特定の政党又は候補者への支持を呼び掛ける。

b 委員としての活動において獵銃の安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌を配布する。

## 7 獵銃安全指導委員証及び腕章

### (1) 携帯及び着用の義務等

委員は、活動を行うに当たっては、規則に定められた獵銃安全指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならず、及び腕章の着用が義務付けられている（規則第6条第1項、第2項）ことから、これらを委員に対し十分指導すること。

### (2) 交付等

委員の委嘱に当たっては、獵銃安全指導委員証及び腕章を委員に貸与することとし、委員がその身分を失ったときは、これらを返納させること。

## 8 獵銃安全指導委員証等の再交付

委員は、獵銃安全指導委員証及び腕章を盗難、亡失又は滅却したときは、速やかに署長に報告しなければならない。

報告を受けた署長は、その事情を調査し、必要があると認めたときは、獵銃安全指導委員証再交付申請書（別記様式第3号）により再交付の手続を執ること。

また、盗難又は亡失の報告を受けた場合は、必要な手配をしなければならない。

## 9 研修

規則第7条第1項の規定による委員に対する研修（以下「研修」という。）は、同条第3項の表の基準に従って生活安全部生活安全総務課が行う。

## 10 解嘱等

### (1) 解嘱の要件

法第28条の2第7項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次によ

り行うこと。

ア 法第28条の2第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。（第1号）

2(2)に規定する委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。（第2号）

法第28条の2第4項、規則第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第28条の2第2項各号及び規則第4条各号に掲げる委員の活動を行うことを怠ったときがこれに該当する。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、警察からの協力依頼に対し特段の正当な理由がなくこれに応じないなど、具体的な事情を考慮して著しく活動が低調であるか否かにより行う。

ウ 委員たるにふさわしくない非行のあったとき。（第3号）

刑罰法令に触れる行為又は委員としてふさわしくない反社会的・反道徳的な行為をしたときがこれに該当する。

## (2) 解嘱手続

委員を解嘱する場合には、委員の所在が不明である場合を除き、あらかじめ理由を通知し、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。（規則第8条）

ア 署長は、(1)の解嘱の要件に該当するに至ったと認めるときは、公安委員会に対し解嘱事由に該当する事実を明らかにして、獵銃安全指導委員解嘱上申書（別記様式第4号）に関係書類を添えて、当該委員の解嘱を上申すること。

委員に対する通知は、解嘱の理由のほか、弁明を聴取する期日及び場所を記載した解嘱通知書（運営規則別記様式第2号）により行うこと。

イ 委員の解嘱は、解嘱書（運営規則別記様式第3号）を交付して行う。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のため解嘱書を交付することができないときは、この限りでない。また、解嘱書を交付したときは、受領書（運営規則別記様式第4号）を徴すること。

ウ 委員を解嘱したときは、速やかに、当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、2(4)の措置を執ること。

## (3) 辞職の承認

委員が任期途中に自ら辞職を申し出るなどにより委員の辞職を承認する場合に

は、辞職承認書（運営規則別記様式第5号）を交付することとし、さらに(2)イ及びウに準じて行うこととする。

## 11 行政手続法等に関する留意事項

- (1) 委員又は委員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第9号に該当することから、同法第2章から第4章までの規定は適用されない。
- (2) 委員の解嘱を行う場合には、解嘱書後段に記載された行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する不服申立てに関する事項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟等の提起に関する事項を教示すること。

## 12 委員の法的性格

### (1) 法律上の位置付け

委員は名誉職とされたところ、名誉職とは、生活を保障するための俸給、給与を受けないで国、公共団体等公の機関の職にある者をいう。法律的には、地公法上は特別職に属するものとされる非常勤の委員となる（地公法第3条第3項第2号）。したがって、原則として地公法の規定は適用されず（地公法第4条第2項）、その守秘義務並びに委嘱及び解嘱の要件及び手続等は、法及びこれに基づく規則の規定によることとなる。また、委員は、刑法（明治40年法律第45号）上も公務員に該当するものであり（刑法第7条第1項）、刑法その他の罰則の適用については、当然に公務員として扱われる。

### (2) 災害補償

委員の公務上の災害及び通勤による災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）の定めるところにより補償する。

< 様式略 >